

千葉県私立幼稚園の保育料等助成金に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園が定める保育料・入園料（以下「保育料等」という。）に対する助成金支給に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）で使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 法第30条の4各号に規定する小学校就学前子どものうち、本市に住所を有する者または本市に住所を有すると市長が認める者で、法第30条の5に基づき本市の認定を受けた者のうち、別表1の給付上限額が0円でない者とする。

(助成の方法)

第4条 前条の認定を受けた子どもの保護者（以下「保護者」という。）は、市長が別に定める期日までに、千葉県私立幼稚園の保育料等助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出することにより行うものとする。

(1) 市民税所得割額のわかる書類

(2) 生活保護受給世帯は、前号の書類に代えて生活保護受給証明書

(3) 府令第22条各号に該当する世帯は、各号に該当することがわかる書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号の書類の内容について、申請者の同意を得て、市長が公簿等により確認できる場合には、同号に規定する書類の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給を行うことを決定したときは、その旨を千葉県私立幼稚園の保育料等助成金支払通知書（様式第2号）により、支給を行わないことを決定したときは、その旨を千葉県私立幼稚園の保育料等助成金却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(支払いの方法)

第5条 第4条第1項に基づく請求の支払い方法については、半期ごとの実績払いとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、現に当該私立幼稚園（法第30条の11の規定により確認を受けた幼稚園に限る）に係る保育料等の額から、令第15条の6を控除した額と別表1に掲げる額とを比較し、どちらか低い額とし、10円未満の金額は切り捨てとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(別表 1)

補助の区分		給付上限額		
		() 内はひとり親世帯、障害児(者)世帯の額		
		第1子※3	第2子※3	第3子※3
A	生活保護世帯	2,050円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)
B	市民税非課税世帯 市民税所得割額が非課税の世帯	0円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)
C 1	市民税所得割額の合計が102,800円※1以下世帯 (6% : 77,100円) ※2	0円 (0円)	0円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)
C 2	市民税所得割額の合計が102,800円※1以下世帯 (6% : 211,200円) ※2	0円 (0円)	0円 (0円)	2,050円 (2,050円)
D 1	市民税所得割額の合計が102,800円※1以下世帯 (6% : 285,300円) ※2	0円 (0円)	0円 (0円)	2,050円 (2,050円)
D 2	上記以外の世帯	0円 (0円)	0円 (0円)	1,210円 (1,210円)

※1 千葉市を含む指定都市で課税されている世帯の市民税所得割額

※2 千葉市を含む指定都市以外で課税されている世帯の市民税所得割額

※3 小学校3年生までの兄弟を含め、対象園児が上から何人目になるかで判定。ただし、A～C 1に該当する世帯に限り、小学校4年生以上の兄弟を含む。

附則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年10月分の支給から適用する。

2 令和元年9月時点で私立幼稚園就園奨励費の受給資格があった世帯に限り、以下の経過措置を実施する。

幼児教育・保育の無償化に伴う保育料に含まれていた食材料費の取り扱い変更により、保護者負担が増額となった世帯に限り、補足給付事業で給付された食材料費を含めた無償化後の保護者負担が、就園奨励費受給後の金額と同額になるまで給付上限額を引き上げる。

附則

この要綱は令和3年1月5日から施行する。

【幼稚園記入欄】

幼稚園番号	歳児	園児番号

幼稚園名	幼稚園	入園年月日
		年 月 日

様式第1号

年 月 日

千葉市私立幼稚園の保育料等助成金交付申請書

(あて先) 千葉市長

私は、千葉市私立幼稚園の保育料等助成金に関する要綱第4条の規定に基づき、助成金の交付について、下記の通り申請しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、助成金の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、千葉市内に居住していることを千葉市が住民基本台帳で確認すること。

2. 実際に利用していることを千葉市が幼稚園に確認すること。

3. 利用料の支払い状況を千葉市が幼稚園に確認すること。

4. 世帯の課税状況を千葉市が確認すること。

5. 申請内容や同意して得た情報を実費徴収に係る補給給付費の支給のため千葉市が利用する場合があること。

(保 護 者)	フリガナ		認定 子ども との続柄	現住所	〒	—
	氏名				生年月日	年 月 日
	※ 自署でない場合は、記名・押印してください					
	日中の連絡先（電話番号） * 確実に連絡の取れる順に記入してください。					
	①	父携帯 ・ 母携帯 自宅・その他（ ）		②	父携帯 ・ 母携帯 自宅・その他（ ）	
	メールアドレス	@				
子 認 ど 定	フリガナ		現住所	□ 申請者と同じ 年 月 日		
	氏名					

※対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。

認 定 子 子 ど どもをの保 く 護 護 同 居 及 者 者 び		フリガナ	認定子ども との続柄	生年月日	備考（通学・通園先、現住所と異なる 場所に居住している場合（単身赴任 等）はその住所を記載）
		氏名			
	1			年 月 日	
	2			年 月 日	
	3			年 月 日	
	4			年 月 日	
	5			年 月 日	

償還払いの振込先

振込先金融機関	金融機関名		金融機関コード			
	銀行・信用金庫 信用組合・農協					
	支店名		支店コード			
	本店・支店 出張所					
預金種目 (いずれかに○)	普通	当座		貯蓄性		
口座番号						
口座名義人（カタカナ）						

※申請者（保護者）と同じ名義の口座に限ります。

- 添付書類
- (1) 保護者（父母両方）の市民税所得割額のわかる書類（課税証明書、給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額の決定通知書等）
ただし、千葉市で課税されている方は添付を省略することができます。
生活保護を受給している世帯は、市民税所得割額のわかる書類に代えて、生活保護受給証明書。

(2) ひとり親世帯、障害児（者）世帯等に該当する方は、別紙案内に記載のひとり親世帯、障害児（者）世帯の証明書類

年 月 日

千葉市長

千葉市私立幼稚園の保育料等助成金支払通知書

年 月 日付けで請求のありました千葉市私立幼稚園の保育料等助成金については、千葉市私立幼稚園の保育料等助成金の支給に関する要綱の規定により、下記のとおり振込を行いますので通知します。

認定子どもの氏名	
振込予定日	
金 額	
金 融 機 関	
口座名義人	

明細

対象年月	金額	対象年月	金額
	円		円
	円		円
	円		円

年 月 日

千葉市長

千葉市私立幼稚園の保育料等助成金却下通知書

年 月 日付けで請求のありました千葉市私立幼稚園の保育料等助成金については、千葉市私立幼稚園の保育料等助成金の支給に関する要綱の規定により、下記のとおり却下したので通知します。

記

- 1 認定子どもの氏名
- 2 却下の理由